

# 平成 29 年第 2 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

## 説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正について	P 1
2	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 1
3	氏家水処理センター建設工事委託に関する協定契約について	P 2
4	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P 3
5	平成 28 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 3
6	平成 28 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 4
7	人権擁護委員候補者の推薦について	P 4
8	議案説明資料 参照法令等	P 5
9	さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8
10	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 12

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、契約 1 件、その他の議案 1 件及び報告等 3 件であります。

議案第 1 号は、さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の特例項目の追加及びそれに伴う規定の整備等を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の特例項目の追加及びそれに伴う規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市公共下水道氏家水処理センターの建設工事委託の協定契約についてであります。

氏家水処理センターの水処理施設につきましては、段階的建設計画に基づき、建設を行っておりますが、流入水量の伸びに伴い、本年度から 2 ヶ年計画で水処理施設 6 系列分の 5 系列目（処理能力 1,985 立方メートル／日）の増設工事を予定しております。

終末処理場を建設又は改築する場合において、その設計又は工事の監督管理は、下水道法及び政令の定めるところにより、一定の資格を有する技術者が必要となるのをはじめ、下水道に関する専門的技術を有する資格者が必要になります。

このことから、地方公共団体の要請により、日本下水道事業団法に基づいて、国及び地方公共団体の出資で設立された、地方共同法人・日本下水道事業団に建設工事を委託することで、技術者の確保及び事業の円滑な実施が図れることになります。

そのため、日本下水道事業団理事長 つじはらとしひろ 辻原俊博氏と契約金額 2 億 4 千 1 百万円で建設工事委託協定を締結したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 4 号は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

本案は、栃木県後期高齢者医療広域連合の議員定数を維持するために、人口区分により人数を割り振る方法から、市町ごとに議員数を規定するよう栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、平成 28 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、桜の郷づくり事業ほか 16 件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 2 号は、平成 28 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、地籍調査事業ほか 2 件の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現委員の和田<sup>わださだお</sup>貞夫氏が、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## ○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

## ◎ 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

□ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)(第1条関係)

(1/1)

改 正 案	現 行
<p><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2~16 略</p> <p><u>17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p><u>18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>19 略</u></p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2~16 略</p> <p><u>17 略</u></p>

さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例の一部を改正する条例(平成29年さくら市条例第8号)(第2条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 新条例附則第5条第1項の規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 略</u> (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。))第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p><u>3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 略</u> (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第3項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。))第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第3項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>

さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分)は改正部分

○さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成26年さくら市条例第35号)(第2条中附則第5条関係)(1/2)

改 正 案			現 案 行		
附 則			附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車 両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定 を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税の種別割に係るさくら市税条例第82条及び 附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車 両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定 を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車 税_____に係る新条例第82条及び新条例 附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第82条第 2号ア (イ)	3,900円	3,100円	新条例第 82条第2号 ア	3,900円	3,100円
第82条第 2号ア (ウ) a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第82条第 2号ア (ウ) b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16 条第1項	第82条	さくら市税条例等の一部を改正す る条例(平成26年さくら市条例第 35号。以下この条において「平成 26年改正条例」という。)附則第6 条の規定により読み替えて適用さ れる第82条	新条例附 則第16条 第1項の表 以外の部 分	第82条	さくら市税条例等の一部を改正す る条例(平成26年さくら市条例第 35号。以下この条において「平成 26年改正条例」という。)附則第6 条の規定により読み替えて適用さ れる第82条
附則第16 条第1項 の表第2 号ア(イ) の項	第2号ア (イ)	平成26年改正条例附則第6条の規 定により読み替えて適用される第 82条第2号ア(イ)	新条例附 則第16条 第1項の表 第2号アの 項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規 定により読み替えて適用される第 82条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第16 条第1項 の表第2 号ア(ウ) aの項	第2号ア (ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規 定により読み替えて適用される第 82条第2号ア(ウ) a		6,900円	5,500円
	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円

さくら市税条例及びさくら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成26年さくら市条例第35号）（第2条中附則第5条関係）（2/2）

改 正 案			現 行
附則第16 条第1項 の表第2 号ア(ウ) bの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規	
	(ウ) b	定により読み替えて適用される第	
		82条第2号ア(ウ) b	
	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円	

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p><u>(法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合)</u></p> <p>7 <u>法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>(法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合)</u></p> <p>8 <u>法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 <u>附則第 9 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 9 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>12 <u>商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 <u>附則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>附則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u></u></p> <p>10 <u>商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)) 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</u></u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>13</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第9項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p><u>14</u> 略</p>	<p><u>12</u> 略</p>
<p><u>15</u> <u>附則第9項及び第11項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第9項及び第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項、第12項及び第13項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第12項から第14項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第14項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>	<p><u>13</u> <u>附則第7項及び第9項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、<u>附則第12項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第12項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p>
<p><u>16</u> 略</p>	<p><u>14</u> 略</p>
<p><u>17</u> 略</p>	<p><u>15</u> 略</p>